

社会福祉法人ひまわり福祉会
介護福祉施設サービス重要事項説明書別表

特別養護老人ホームひまわり園本館 利用料金表

2024 年 4 月 1 日 改定

1. 介護サービス基本料金

介護保険給付によるサービスの利用料は、要介護度により決定します。また、事業所の体制等が加算要件に該当すれば、その分基本料金に上乗せとなります。

利用料の自己負担額は、「介護保険・負担割合証」に記載された負担割合に応じて決定します。

料金単価の設定は、介護保険法により定められています。制度改定により単価が変更する場合がありますのでご了承ください。

負担割合の判定基準		負担割合
第 1 号被保険者（65 歳以上）の方が世帯に 1 人の場合（単身者含む）	第 1 号被保険者（65 歳以上）の方が世帯に 2 人以上の場合	
●本人の合計所得金額が 220 万円以上かつ年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 340 万円以上	●本人の合計所得金額が 220 万円以上かつ世帯の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 463 万円以上	3 割
●本人の合計所得金額が 160 万円以上 220 万円未満かつ年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 280 万円以上 ●本人の合計所得金額が 220 万円以上かつ年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 280 万円以上 340 万円未満	●本人の合計所得金額が 160 万円以上 220 万円未満かつ世帯の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 346 万円以上 ●本人の合計所得金額が 220 万円以上かつ世帯の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 346 万円以上 463 万円未満	2 割
●第 2 号被保険者 ●市区町村民税非課税世帯 ●生活保護受給者 ●本人の合計所得金額が 160 万円未満 ●本人の合計所得金額が 160 万以上 220 万円未満かつ年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 280 万円未満	●第 2 号被保険者 ●市区町村民税非課税世帯 ●生活保護受給者 ●本人の合計所得金額が 160 万円未満 ●本人の合計所得金額が 160 万以上 220 万円未満かつ世帯の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 346 万円未満	1 割

基本料金（1 日につき）

要介護度	1 割負担の場合
要介護度 1（特例入所の判定により入所された方）	589 円
要介護度 2（特例入所の判定により入所された方）	659 円
要介護度 3	732 円
要介護度 4	802 円
要介護度 5	871 円

加算

加算名	要件	1 割負担の場合
日常生活継続支援加算 I	介護福祉士の配置割合、重度要介護者等の受入割合が基準を満たしている場合。	36 円／日
看護体制加算 I イ	常勤看護師 1 名以上配置した場合。	6 円／日
精神科医療養指導加算	認知症である入所者が全入所者の 3 分の 1 以上であり、精神科医による療養指導が月 2 回以上ある場合。	5 円／日
個別機能訓練加算（I） ※該当者のみ算定	理学療法士、作業療法士等を 1 名以上配置し、機能訓練指導員やその他の職員等が共同して、機能訓練の計画作成・実施を行った場合。	12 円／日
経口維持加算 I ※該当者のみ算定	テストにより摂食嚥下機能障害が認められる入所者で、経口維持計画を作成し、且つ定期的な評価を行っている場合。	400 円／月
経口移行加算 ※該当者のみ算定	経管栄養で食事をしている入所者に対し、医師の指示のもとに経口での食事に向けた支援を行った場合。	28 円／日 ※180 日を限度
再入所時栄養連携加算 ※該当者のみ算定	入所者が医療機関に入院し、入所当時とは大きく異なる栄養管理が必要となった際、管理栄養士が医療機関の栄養指導に同席し、再入所時の栄養調整を行った場合。	200 円／回
療養食加算 ※該当者のみ算定	医師から発行された食事箋に基づき、厚生労働省が定める療養食が提供された場合。	6 円／回
初期加算 ※該当者のみ算定	入所した日から起算して 30 日間、または 30 日以上入院後に再入所した場合の 30 日間が算定対象。	30 円／日
外泊時費用加算 ※該当者のみ算定	入院または外泊等を認めた場合、一月に 6 日を限度として所定単位数に代えて算定。	246 円／日 ※1 月に 6 日を限度
在宅復帰支援機能加算 ※該当者のみ算定	施設を退所し在宅復帰する入所者に対し、家族等との連絡調整、居宅介護支援事業所への情報提供やサービス利用の調整を行った場合。	10 円／日
介護職員処遇改善加算 I	賃金改善計画の策定及び介護職員処遇改善計画の行政提出、実績報告の行政提出等、要件を満たした場合。	8.3% ※ 2024 年 5 月末まで

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	賃金改善計画の策定及び介護職員等特定処遇改善計画の行政提出及び実績報告等、要件を満たした場合。	2.7% ※ 2024年5月末まで
介護職員等ベースアップ等支援加算	賃金改善計画の策定及び介護職員等特定処遇改善計画の行政提出及び実績報告等、要件を満たした場合。	1.6% ※ 2024年5月末まで
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員等の賃金改善の実施、及び所定の届出を行う等、要件を満たした場合。	14.0% ※ 2024年6月1日から

2. 食事（食費）

食費は「介護保険・負担限度額認定証」に記載された食費の額により決定します。

食費（1日あたり）

段階	食費	対象区分
第1段階	300円	生活保護を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方
第2段階	390円	世帯全員が市町村民税非課税の方で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方
第3段階①	650円	世帯全員が市町村民税非課税の方で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以上120万円以下の方
第3段階②	1,360円	世帯全員が市町村民税非課税の方で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円以上の方
第4段階	1,445円	住民税課税の方
第5段階	1,445円	現役並み所得の方

食事時間	朝食 7時30分～8時30分まで 昼食 12時00分～13時00分まで 夕食 18時00分～19時00分まで
備考	食事場所はユニットのリビングになります。自室での食事をご希望の場合はご相談ください。 食べられないものやアレルギーがある方は事前にお知らせください。ご希望があれば献立表をお届けします。

3. 居室（居住費）

居住費は「介護保険・負担限度額認定証」に記載された居住費の額と居室の種類により決定します。

居室の種類	内容
従来型個室	ベッド、コールを設置。

居住費：従来型個室（１日あたり）

段階	居住費	対象区分
第１段階	320 円	生活保護を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方
第２段階	420 円	世帯全員が市町村民税非課税の方で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円以下の方
第３段階①	820 円	世帯全員が市町村民税非課税の方で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円以上 120 万円以下の方
第３段階②	820 円	世帯全員が市町村民税非課税の方で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 120 万円以上の方
第４段階	1,171 円	住民税課税の方
第５段階	1,171 円	現役並み所得の方

４、介護保険給付外サービス

サービス種別	内容	自己負担額
理髪・美容	ご希望の際は、外部の理美容業者に依頼します。	業者により料金・サービス内容が異なります。別途料金表を参照ください
レクレーション行事	当施設では、次の行事を行っております。参加は任意です。 ・夏祭り、敬老会、新年会 ・その他（各ユニットで行事を企画）	施設内行事の場合、原則費用負担はありません。 外出活動の場合、施設入場料等で実費負担が発生する場合があります。
クラブ活動	当施設では、次のようなクラブ活動を行っております。参加は任意です。 ・生花クラブ（１回／月） ・習字クラブ（１回／月） ・ほんかんクラブ（１回／月）	費用負担はありません。
日常生活品の購入代行	衣服、スリッパ、歯ブラシ等日用品の購入の代行をさせていただきます。	商品の代金のみご負担頂きます。代行手数料等は発生しません。
特別な食事	主食はご飯、お粥、パン等の選択が可能です。 副食で苦手な物がある場合は、代替食をご用意します。	食事の選択に関して費用負担は発生しません。 療養食対応は、別途加算

	療養食が必要な方には管理栄養士が専用の献立を用意します。 低栄養状態にある方には、栄養補助食品等を用意します。 外部に出前を注文する場合、持ち込みの食事の場合は、自己責任となりますのでご了承ください。	が算定される場合があります。
送迎サービス	施設の車両を使用し、施設職員が行き先までの送迎を行います。主に医療機関への受診、買い物、一時帰宅等で対応します。 ただし、ご本人以外の同乗はできません。	費用負担はありません。
その他	※オムツ代 介護サービス基本料金に含まれていますので、別途費用は発生しません。ただし、施設で取り扱っていないオムツを使用をご希望があれば、自己負担で持ち込みをお願いします。	
	※日常生活に必要な物品 入所者の方の全額負担となっておりますのでご了承ください。	
	※医療 当施設の医師による健康管理や療養指導につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては他の医療機関による往診や入通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担していただくことになります。	
	※水道光熱費 別途費用は発生しません。	

5. 支払方法

一 利用料（介護サービス基本料金、食費、居住費）の支払い

月末締め翌月18日口座引き落としを原則とさせていただきます。

または窓口での支払いもご利用いただけます。

二 介護保険給付外サービス料の支払い

利用料と合わせ翌月に口座引き落としを原則とさせていただきます。

または窓口での支払いもご利用いただけます。